

# 景観重要建造物と景観重要樹木の募集

## 趣旨

地域のシンボルとなるような景観上重要な建造物や樹木は、その地域の個性ある景観づくりの核として大切にしていく必要があります。このことを、所有者に認識していただくだけでなく、市民共通の財産として広く知っていただくと共に、市民の皆さんが誇りに思えるような建造物や樹木を皆さんとともに見つけ、多くの方々から愛されるように守り、活用していくため、景観法に基づく景観重要建造物・景観重要樹木に指定することとしています。

## 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の基準

- (1) 地域の良好な景観の形成に重要なものであり、その地域の自然、歴史、文化などからみて、景観上の特徴がある建造物又は樹木
- (2) 道路などの公共の場所から誰もが容易に眺め見ることができる建造物又は樹木  
※文化財保護法に規定された、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物は指定できません。

## 募集期間

○通年

## 応募資格

○建造物または樹木の所有者及び地域住民など市内外を問わず応募できます。  
※応募する際は、あらかじめ所有者の同意が必要です。

## 応募方法

○景観重要建造物指定提案書又は景観重要樹木指定提案書に写真（道路や公園など公共の場所から撮影したもの）と位置図を添えて、まちづくり推進課へ郵送もしくは持参してください。

## 指定候補の募集から指定までの流れ

- 応募があった指定候補は、以下の手順で指定されます。
- (1) 現地調査
  - (2) 所有者の意向確認
  - (3) 景観審議会による審査
  - (4) 指定
- ※応募があったものすべてを指定するものではありません。

## 指定後の取り扱い

- 市が標識を設置します。
- 市が広報します。

## 所有者・管理者の管理義務など

- 所有者及び管理者には、その良好な景観が損なわれないように条例で定める基準に沿って、適切に維持管理する義務が生じます。
- 建造物の増築や改築、移転、除却、外観の変更を伴う修繕や模様替え、色彩の変更を行う場合には、市長の許可が必要となります。

## 景観重要建造物の管理の基準（朝霞市景観条例第20条）

- (1) 景観重要建造物の滅失又は毀損を防ぐため、その敷地、外観、構造、建築設備等の点検及び修繕を必要に応じて行うこと。
- (2) 消火器の設置その他の防災上必要な措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要建造物の管理のために市長が必要と認める措置を講ずること。

## 景観重要樹木の管理の基準（朝霞市景観条例第22条）

- (1) 景観重要樹木を保全するため、必要に応じて<sup>せん</sup>剪定又は下草刈りを行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐため、必要に応じて病虫害の駆除又は予防その他の措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の管理のために市長が必要と認める措置を講ずること。

## 指定に伴うメリット

- 建物の利用制限に応じた適正評価による相続税の優遇措置を受けることができます。
- 維持管理に関する技術的助言及び財政的支援を受けることができます。

